

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、その能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月23日～令和8年12月22日までの3年9ヶ月間

2. 内容

目標1 労働者が子どもの看病のための休暇について、始業の時刻から連續せず、かつ、終業の時刻まで連續しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入する。

〈対策〉

- 令和5年4月～ 制度の検討
- 令和5年10月～ 制度の導入、掲示・回覧等による社員への周知

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知する。

〈対策〉

- 令和5年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年10月～ 制度に関するパンフレットを作成し周知を行う